

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

- | | |
|--|-----------------------------|
| <p>◎ 教育委員会訓令</p> <p>○長崎県教育庁決裁規程の一部改正</p> | <p>所管課(室)名</p> <p>総 務 課</p> |
| <p>◎ 教育長訓令</p> <p>○長崎県教育長の権限事務の一部を教育機関の長に委任する規程の一部改正</p> | <p>所管課(室)名</p> <p>総 務 課</p> |

教育委員会訓令

長崎県教育委員会訓令第1号

教 育 庁

長崎県教育庁決裁規程（昭和44年長崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（課長等の共通決裁事項） 第6条 本庁の課長及び室長（課内に置く室の長を除く。以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項について決裁することができる。 （1）<u>訓令の軽易な改廃に関すること。</u> （2）<u>定例的又は軽易な告示、公告その他の公表に関すること。</u> （3）<u>要綱の軽易な改廃に関すること。</u> （4）<u>通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告及び進達に関すること。</u> （5）略 （6）<u>広報及び刊行物の発行に関すること。</u> （7）<u>定例的又は軽易な許可、認可等の行政処分に関すること。</u> （8）<u>許可書、認可書及び承認書等の書換え及び再交付並びに事実に関する証明書の交付に関すること。</u> （9）略 （10）<u>自らの休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第12条及び第14条に規定する休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）第13条第20号及び第26号に規定する休暇を除く。以下同じ。）の承認及び所属職員の休暇の承認その他服務に関する願出及び届出の受理に関すること。</u> （11）<u>所管する教育機関及び地方機関の長の服務に関する願出及び届出の受理に関すること（休暇に関するものを除く。）。</u>	（課長等の共通決裁事項） 第6条 本庁の課長及び室長（課内に置く室の長を除く。以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項について決裁することができる。 （1）<u>軽易な告示、公告その他の公表に関すること。</u> （2）<u>定例的又は軽易な通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告及び進達に関すること。</u> （3）略 （4）<u>軽易な広報及び刊行物の発行に関すること。</u> （5）<u>許可書、認可書、承認書等の書換え及び再交付並びに事実に関する証明書の交付に関すること。</u> （6）略 （7）<u>所属職員並びに所管する教育機関及び地方機関の長の服務に関する願出及び届出の受理に関すること。</u>

(12) 略

(13) 自ら及び所属職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。

(14) 自ら及び所属職員の休日の代休日の指定に関すること。

(15) 自ら及び所属職員の部分休業の承認に関すること。

(16) 略

(17) 所属職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。

(18)～(20) 略

(21) 法人、団体等の役員の就任及び退任の届出並びに報告書の受理に関すること。

(22)～(24) 略

(25) 略

(26) 所属における非常勤職員の雇用に関すること。

(27) 略

2 課内室長は、前項の規定により課長が決裁できるとされている事項のうち、次に掲げるものについて決裁することができる。ただし、特に重要と判断される事項については、課長と事前に調整を図らなければならない。

(1) 定例的又は軽易な告示、公告その他の公表に関すること。

(2) 通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告及び進達に関すること。

(3) 略

(4) 広報及び刊行物の発行に関すること。

(5) 許可書、認可書及び承認書等の書換え及び再交付並びに事実に関する証明書の交付に関すること。

3 課長等は、第1項及び第7条に規定する決裁事項並びに各委員会事務局等における補助執行に関する規程（昭和39年長崎県訓令第73号）第3条の規定による課長等の決裁事項のうち、指定して、課内室長、人事管理監、体育指導監、企画監、参事、総括課長補佐、課長補佐及び係長に決裁させることができる。

(地方機関の長の決裁事項)

(8) 所属職員（自らを含む。）の休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第12条及び第14条に規定する休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）第13条第20号及び第26号に規定する休暇を除く。以下同じ。）の承認又は届出の受理に関すること。

(9) 略

(10) 所属職員（自らを含む。）の週休日の振替、勤務日の勤務時間の概ね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

(11) 所属職員（自らを含む。）の部分休業の承認に関すること。

(12) 略

(13)～(15) 略

(16)～(18) 略

(19) 電柱、埋設物、自動販売機等の設置に係る公有財産の使用許可、使用料の減免及び使用許可の取消し並びに貸付けに関すること。

(20) 略

(21) 略

2 課内室長は、前項の規定により課長が決裁できるとされている事項のうち、次に掲げるものについて決裁することができる。ただし、特に重要と判断される事項については、課長と事前に調整を図らなければならない。

(1) 軽易な告示、公告その他の公表に関すること。

(2) 定例的又は軽易な通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告及び進達に関すること。

(3) 略

(4) 軽易な広報及び刊行物の発行に関すること。

(5) 許可書、認可書、承認書等の書換え及び再交付並びに事実に関する証明書の交付に関すること。

3 課長等は、第1項及び第7条に規定する決裁事項並びに各委員会事務局等における補助執行に関する規程（昭和39年長崎県訓令第73号）第3条の規定による課長等の決裁事項のうち、指定して、課内室長、人事管理監、体育指導監、参事、総括課長補佐、課長補佐及び係長に決裁させることができる。

（個別の決裁事項）

第7条 前条に規定するもののほか、課長等は、別表に掲げる事項について決裁することができる。

2 課長等（第1号に掲げる政策監及び教育次長に係る事項にあつては、総務課長に限る。）は、次に掲げる事項について、総務事務センター長に決裁させることができる。

(1) 所属職員の扶養親族の認定及び廃止の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。

(2) 歳出予算及び歳入歳出外現金の支出命令に関すること。

(3) 非常勤職員等の雇用保険個人負担分の調定収入に関すること。

(地方機関の長の決裁事項)

第7条 地方機関の長は、次に掲げる事項について決裁することができる。

(1)～(3) 略

(4) 所属職員（自らを含む。）の休暇の承認その他服務に関する願出及び届出の受理に関すること。

(5) 略

(6) 所属職員（自らを含む。）の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。

(7) 所属職員（自らを含む。）の休日の代休日の指定に関すること。

(8) 略

(9) 所属職員（自らを含む。）の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。

(10) 所属職員（自らを含む。）の時間外勤務代休時間の指定に関すること。

(11)～(17) 略

(18) 所属職員（自らを含む。）の扶養親族の認定及び扶養親族の廃止の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。

(19) 所管する事務に係る申請書、報告書、届書等の受理に関すること。

(20) 略

(21) 所属における非常勤職員の雇用に関すること。

(22) 略

2 略

（個別の決裁事項）

第8条 前2条に規定するもののほか、課長等及び地方機関の長は、別表第1及び別表第2に掲げる事項について決裁することができる。

2 課長等（第1号に掲げる政策監及び教育次長に係る事項にあつては、総務課長に限る。）は、次に掲げる事項について、総務事務センター長に決裁させることができる。

(1) 所属職員の扶養親族の認定及び廃止の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。

(2) 歳出予算及び歳入歳出外現金の支出命令に関すること。

(3) 非常勤職員等の雇用保険個人負担分の調定収入に関すること。

別表第1（第8条関係）

課長等

略	
学芸文化課長	1 及び 2 略 3 埋蔵文化財センター等の運営活動に関する諸報告の処理に関すること。
略	

別表第2（第8条関係）

地方機関の長

第8条 地方機関の長は、次に掲げる事項について決裁することができる。

(1)～(3) 略

(4) 所属職員（自らを含む。）の休暇の承認又は届出の受理並びに服務に関する願出及び届出の受理に関すること。

(5) 略

(6) 所属職員（自らを含む。）の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。

(7) 略

(8) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。

(9)～(15) 略

(16) 所属職員（自らを含む。）の扶養親族（配偶者及び子に限る。）の認定及び扶養親族の廃止の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。

(17) 電柱、埋設物、自動販売機等の設置に係る公有財産の使用許可、使用料の減免及び使用許可の取消し並びに貸付けに関すること。

(18) 略

(19) 略

2 略

別表（第7条関係）

略	
学芸文化課長	1 及び 2 略 3 資料館等の運営活動に関する諸報告の処理に関すること。
略	

対馬歴史研究センター所長	1 資料の寄贈と寄託に関する決定及び事務処理に関すること。
--------------	-------------------------------

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

長崎県教育長訓令第1号

県立学校を除く教育機関

長崎県教育長の権限事務の一部を教育機関の長に委任する規程（昭和47年長崎県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（共通委任事項） 第6条 次の各号に掲げる事項は、教育機関の長に委任する。 （1） 略 （2） 通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告及び進達に関すること。 （3） 広報及び刊行物の発行に関すること。 （4）及び（5） 略 （6） 自らの休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第12条及び第14条に規定する休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）第13条第20号及び第26号に規定する休暇を除く。以下同じ。）の承認及び所属職員の休暇の承認その他服務に関する願出及び届出の受理に関すること。 （7） 略 （8） 自ら及び所属職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。 （9） 自ら及び所属職員の休日の代休日の指定に関すること。 （10） 自ら及び所属職員の部分休業の承認に関すること。	（共通委任事項） 第6条 次の各号に掲げる事項は、教育機関の長に委任する。 （1） 略 （2） 軽易な通知、催告、申請、届出、照会、回答、報告及び進達に関すること。 （3） 軽易な広報及び刊行物の発行に関すること。 （4）及び（5） 略 （6） 所属職員の服務に関する願出及び届出の受理に関すること。 （7） 所属職員（自らを含む。）の休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第12条及び第14条に規定する休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）第13条第20号及び第26号に規定する休暇を除く。以下同じ。）の承認又は届出の受理に関すること。 （8） 略 （9） 所属職員（自らを含む。）の週休日の振替、勤務日の勤務時間の概ね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間の割振り変更及び休日の代休日の指定に関すること。 （10） 所属職員（自らを含む。）の部分休業の承認に関すること。

- (11) 略
 (12) 所属職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。
 (13)及び(14) 略
 (15) 所属職員（自らを含む。）の扶養親族の認定及び扶養親族の廃止の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。

(16)～(19) 略

(20) 所管する事務に係る申請書、報告書、届書等の受理に関すること。

(21) 略

(22) 所属における非常勤職員の雇用に関すること。

(23) 略

2 略

別表（第7条関係）

教育機関の長	委任事項
略	

(11) 略

(12)及び(13) 略

(14) 所属職員（自らを含む。）の扶養親族（配偶者及び子に限る。）の認定及び扶養親族の廃止の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。

(15)～(18) 略

(19) 電柱、埋設物、自動販売機等の設置に係る公有財産の使用許可、使用料の減免及び使用許可の取消し並びに貸付けに関すること。

(20) 略

(21) 略

2 略

別表（第7条関係）

教育機関の長	委任事項
略	
長崎県立対馬歴史民俗資料館長	1 長崎県立対馬歴史民俗資料館条例（昭和52年長崎県条例第7号。以下この項において「条例」という。）第4条の規定による利用許可の取消し又は利用の中止に関する<u>こと。</u> 2 条例第5条の規定による歴史民俗資料館への立入禁止又は歴史民俗資料館からの退去命令に関する<u>こと。</u> 3 規則第7条ただし書の規定による休業日の変更及び臨時休業の決定に関する<u>こと。</u> 4 規則第8条ただし書の規定による使用時間の変更の決定に関する<u>こと。</u> 5 規則第9条第1項及び第2項の規定による施設の使用許可及び使用許可書の交付並びに同条第3項の規定による使用許可の条件に関する<u>こと。</u> 6 規則第20条第2項の規定による資料の受託の決定及び受託承認書の交付に関する<u>こと。</u> 7 規則第23条第2項の規定による資料の預かりの決定及び預かり書の交付に関する<u>こと。</u> 8 規則第30条第1号及び第2号に規定する事項の制定に関する<u>こと。</u>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二一四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所